

第40回

駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会
幹事会

令和5年9月4日（月）

都庁第一本庁舎5階 大会議場

午後 2 時 00 分開会

○違法駐車対策担当課長 ただ今から第 40 回駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会幹事会を開催します。開会に当たりまして、当幹事会の主宰者であります生活文化スポーツ局都民安全推進部長、馬神よりごあいさつを申し上げます。

○都民安全推進部長 都民安全推進部長の馬神でございます。

本日はお忙しい中、本幹事会へご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろより皆さま方には東京都の交通安全施策にご理解、ご協力をいただきまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。駅前放置自転車クリーンキャンペーンでございますが、都、区市町村、また関係団体の皆さまと連携、協力して毎年精力的に行っております。今年で 40 回目という節目を迎えることとなりました。今年度の実施につきましては、6 月 23 日にオンライン会議の形式で委員会を開催いたしまして、その場でご承認いただきましたとおり 10 月 22 日から 31 日まで 10 日間をキャンペーン期間として、広報また撤去活動等の取り組みを推進してまいります。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

本日の幹事会では、キャンペーンに向けて各団体が策定した実施計画を発表していただきまして、放置自転車削減に向けた連携、協力体制を確認し、キャンペーンの効果的な実施につなげることを主な目的としてございます。

都内の駅前放置自転車の台数ですけれども、昨年調査では約 1 万 7,000 台まで減らすことができました。これも皆さま方の長年にわたる対策、根気強く続けていただいた成果でございます。改めて感謝申し上げます。さて、東京都は、本年 11 月になりますが、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、昨年度に引き続きまして臨海部レガシースポーツイベント、また、12 月には多摩地域におきまして自転車ロードレースの舞台となったコースを活用した THE ROAD RACE TOKYO を開催するなど、自転車の普及に向けて各種施策を進めてまいります。

誰もが安心して快適に自転車を利用できる環境をつくり出すためには、その普及と併せて安全な利用、また自転車を放置しないことなど、ルールやマナーについて皆さまにご理解いただくこと、これが大切になっております。

東京都では、本年2月になりますけれども、自転車のルール、マナーを学ぶ新たなツールといたしましてVRを使って体験できる学習アプリ「輪トレ」をリリースいたしました。また、今年4月から全年齢で努力義務化されました自転車用ヘルメットにつきましても普及啓発の取り組みも進めておるところでございます。これらの取り組みにつきましても、皆さまのご協力をいただけますと幸いです。

最後に、令和7年までに駅前放置自転車台数は1万5,000台以下という目標を定めてございます。放置自転車のないきれいな町となるよう、引き続き皆さま方のご理解とご協力を賜りますようお願いしまして私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○違法駐車対策担当課長 議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

お手元にご用意しておりますタブレットに配布資料のデータの一式が格納されております。庁内関係者の皆さまにつきましては、事前にデータを送付しておりますのでご自身の端末でご確認をお願いいたします。タブレット内に配布資料のデータが入っていない方はいらっしゃいますでしょうか。おりましたら挙手でお知らせください。

それでは、議事に入ります。これより司会を部長の馬神に代わります。

○都民安全推進部長 では、次第2、議事に移ります。「第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画について」でございます。

まず、実施計画の概要について事務局から説明をお願いいたします。

○違法駐車対策担当課長 資料1、第40回クリーンキャンペーン実施計画の概要をご覧ください。6月23日にオンライン開催された推進委員会でご承認いただいた実施大綱から抜粋したものになります。実施期間は、10月22日から31日までの10日間、主催は東京都及び島しょ部を除く53の区市町村、さらに構成団体として28団体、協力団体5団体に参画いただいております。統

一標語は、昨年度から継続の「自転車の代わりに置こう思いやり」。
内容は、(1) 広報活動等、(2) 放置自転車等の撤去に分かれています。
広報活動としては、ポスターの掲示、リーフレットの配布、広報紙等への掲載などの他、9月下旬には東京都でクリーンキャンペーン実施のプレス発表を予定しております。また、地域や参加団体それぞれ事情に応じた広報活動として、駅構内、車内放送による広報や駅頭での啓発活動などが行われます。さらに、キャンペーン期間中は区市町村による放置自転車の撤去活動等が強化して行われます。対象駅、実施日等の具体的内容については、区市町村ごとに実施計画で定めることとなっています。区市町村以外の関係機関・団体におかれましては、区市町村より協力の要請があった時は可能な限り応じることとなっています。
概要は以上です。

○都民安全推進部長

実施計画の概要についてご説明させていただきました。

今の説明について何かご質問等ございましたら挙手のほうをお願いいたします。大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。

では、引き続き、各団体の実施計画に移りたいと思います。団体ごとに1分程度を目安に説明をしていただきます。資料のほうになりますが、資料2～資料4が区市町村関係の計画、資料5と資料6がそれ以外の計画になりますので、ご報告に応じてそれぞれご覧いただければと思います。

出席者一覧、番号順ということできさせていただきたいと思います。私もから見て区さんのほうですね、右側2列目、世田谷区さんから順に舞台側のほうに進んでいけばと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、まず今年度幹事区市村に説明させていただきます。では、初めに世田谷区さんからよろしく願いいたします。

○世田谷区

世田谷区です。よろしく願いいたします。いつもありがとうございます。

世田谷区としましては、駅での広報活動に併せた撤去活動は、10月26日の1日を予定しております。小田急線の梅ヶ丘駅でやる予定で、今、

詳細は詰めているところでございます。

右側の撤去活動につきましては、この期間にかかわらず毎日撤去しておりますので記入はしていなかったのですが、10日間のうちでは36駅を予定しております、トラックは30台を導入して撤去活動をする予定を10月はしております。

世田谷区としては、以上でございます。

○都民安全推進部長

ありがとうございます。

では、続けてお隣に進ませていただいて港区さん、よろしく願いいたします。

○港区

はい、港区でございます。いつもお世話になってます。

それでは、港区の活動についてご報告をいたします。資料2の上から3行目になります。

実施日は、10月24日の1日というふうに書いておりますが、すいません、10月24と25との2日間になります。実施駅数につきましては2駅ということで、東京メトロの外苑前駅並びに、あと麻布十番、この2駅に対して実施をしてまいりますので、活動延べ日数としては2日間ということです。参加団体は、こちらに記載のとおりでございます。所轄の赤坂警察署さん、あと国交省さんですね、東京国道事務所さん以下、あとは、この中に具体的な記載がありませんが、ドコモバイクシェアさんにも来ていただくということ、あと地元の町会さん、商店街さん、地元の協議会ということになっていきます。あと、聞いているのは東京都の実施するキャラバン隊も当日、参加されるというふうには聞いておるところでございます。

24日ですね。

それと、あと、撤去等の活動ですけれども、これは24、25日以外にもキャンペーン関係なく通常の撤去活動のみというふうにご覧いただいております。

あとは、当日は、実施内容としては啓発品の配布ということで、特に外苑前駅につきましては駐輪場がなく、放置禁止区域がかかってないと

ということもあるので、少しこちらについては放置台数も多いということもあって、そういうのももう少し強化していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○都民安全推進部長

ありがとうございました。では、続けて台東区さん、お願いいたします。

○台東区

はい、台東区でございます。台東区につきましては、10月24日、25日の2日間を実施日というふうな形で予定しております。つくばエクスプレスの浅草駅であるとか、御徒町駅周辺など都内でも有数の、ちょっと放置自転車が多い地域ということがございまして、そちらで対応のほうをさせていただきたいと考えているところです。

また、10月24日から31日にかけては、指導整理区域の中での13駅で20回の撤去活動というふうな形で啓発物品の配布なども含めて展開のほうをしてきたいというふうに考えているところです。

台東区としては、以上でございます。

○都民安全推進部長

ありがとうございます。では、続けて豊島区さん、お願いいたします。

○豊島区

はい、豊島区です。よろしくお願いいたします。

まず、駅頭広報活動の実施日ですが、東京都のクリーンキャンペーン期間中も含めて、10月を豊島区の自転車対策強化月間としておりますので、10月3日からスタートして17、19、24、26と実施してまいります。実施駅数は、特に放置自転車の多いJRの駅4駅を予定しております。特に、池袋は規模も大きいことから、東口で1回、西口で1回を予定しております。この時の駅頭広報活動ですが、放置をしないでほしいというような自転車に関する放置禁止のお願いをすることと、それからもう一つ、自転車の利用ですとか、交通安全一般についても普及啓発を行っていく予定でおります。

それから、撤去活動は、区内の全ての駅で実施しまして、17駅、活動延べ日数は50回、50日を予定しております。

豊島区は以上です。

○都民安全推進部長

ありがとうございました。では、続けて清瀬市さん、お願いいたします。

○清瀬市

清瀬市です。清瀬市につきましては、駅頭の広報活動は特段設けておりませんが、通常、シルバー人材センターの会社をお願いをしまして、駅頭での放置自転車、止めないようにというような呼び掛けは日常で行っております。撤去活動につきましては、10月23日、30日の2日を予定しております。撤去をやる予定でございます。

清瀬市は以上です。

○都民安全推進部長

ありがとうございました。では、続けて福生市さん、お願いいたします。

○福生市

福生市でございます。福生市では、提出時にちょっと未定のところがありましたので決まったところを報告させていただきます。

実施日は10月26日で、実施駅は1駅ですが、福生駅の東西口で実施をいたします。活動内容につきましては、呼び掛けの他に広報啓発品の独自のポケットティッシュの配布を予定しております。参加団体につきましては、今、交通安全協会に丸がしてあるのですが、その他にも福生市交通安全推進委員会にも手伝っていただく予定でございます。

撤去活動の実施日につきましては、こちらも他の方もおっしゃっていましたが、シルバー人材センターに委託しながら進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○都民安全推進部長

ありがとうございました。では、続けて東久留米市さん、お願いいたします。

○東久留米市

東久留米駅市です。いつもありがとうございます。

東久留米市といたしましては、普段の撤去活動の他に、10月23日から27日と30、31日に強化的に東久留米駅周辺を活動していきたいと思っております。

以上です。

○都民安全推進部長

ありがとうございます。では、続けて町田市さん、お願いいたします。

○町田市

はい、町田市でございます。町田市におきましては、このキャンペーンとして特段何かをするというものはないですけれども、夏休みの期間に市内の小・中学校を対象に駅前放置自転車禁止をテーマにポスターコン

クールでポスターの募集をしております。

こちら、応募いただいたポスターを看板にしたりとか、いろいろなものに付けさせていただいて、各駅で放置自転車禁止の広報活動というのを通年通じて行っております。

また、撤去活動につきましても、外部委託業者の力をお借りいたしまして、毎月定期的にも実施しておりますので、そこは引き続き実施してまいります。

以上でございます。

○都民安全推進部長 ありがとうございます。足立区さん、西東京市さん、檜原村さんは、本日、欠席のため事務局から説明をお願いします。

○違法駐車対策担当課長 資料2をご覧ください。西東京市さんは、5駅延べ7日間の撤去活動を予定しております。

次に、資料3をご覧ください。足立区さんは、広報紙に掲載する他、ポスターやのぼり旗の掲出、啓発品の配布を行う予定です。

西東京市さんも足立区さんと同様、広報紙に掲載する他、ポスター、のぼり旗の掲出、リーフレット配布を行う予定です。

最後に資料4をご覧ください。先ほどの補足となりますが、西東京市さんは、記載の機関に対してポスターの掲示を依頼をする予定となっております。

檜原村さんについては、村内に鉄道駅がありませんので、本キャンペーン期間中に特段の対応を行う予定はないということですが、引き続きキャンペーンの取り組みにはご協力いただけるということでございます。

以上でございます。

○都民安全推進部長 区市町村の実施計画についてご説明をいただきました。何かご質問等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

では、次に、官公庁関係にまいります。まず、相武国道事務所さん、よろしく願いいたします。

○相武国道事務所 相武国道事務所です。相武国道事務所では、都で作成いただきましたポスター、リーフレットにつきましても、私どもの事務所と、それから出先、

こちらに置いて周知をしていきたいと思っております。

資料6番もよろしいですかね。

○都民安全推進部長

はい、続けてお願いします。

○相武国道事務所

6番もですけど、今日、東京国道さん、見えてないのですが、取り組みとしては一緒ですので、併せてご報告をさせていただこうと思っております。

呼び掛けや取り組みの推進として、ライフライン等占有企業者、それから直轄工事の請負業者等へ呼び掛けを行って、広く都民に周知をしていくということ、それから国道部に放置をされた自転車につきましては、特に歩道部における通行障害、点字ブロック上への駐輪等の問題がありますので積極的に推進をしていきたいというふうに思っております。

それから、撤去及び処分に関しましては、先ほど自治体からもありましたけれども、関係機関と協議をして進めたいと。

車両に該当しない粗大ごみにつきましては、道路管理者自らごみとして撤去していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○都民安全推進部長

ありがとうございました。では、続けて警視庁さん、よろしく願いいたします。

○警視庁

警視庁です。クリーンキャンペーン期間中における警視庁で実施を計画している内容についてご説明いたします。

大きくは3つありまして、1つ目は広報紙等への掲載についてとなります。各警察署の交通課で作成している広報紙への掲載、あと警視庁ホームページへの掲載、旧Twitter、Xですね、SNSを利用した広報を10月中に予定しております。

2つ目につきましては、東京都作成のポスター、リーフレットについてとなります。ポスターにつきましては、交番や警察署内において掲示、リーフレットにつきましては、街頭活動や当庁施設の窓口等での配布を予定しております。

3つ目となりますけれども、駅頭活動についてとなります。都内各駅にお

いて区市町村が実施いたします放置自転車撤去活動に協力いたしまして
広報啓発活動を行いますとともに、原動機付自転車、自動二輪車の放置
駐車について指導、取り締まりを行う予定としております。

また、その他の活動といたしましては、各警察署の交通安全教育等の機
会を通じて広報啓発活動を予定しております。

警視庁としては、以上です。

○都民安全推進部長 ありがとうございました。今日は、東京国道事務所さんと消防庁さん、
ご欠席ですので、事務局のほうから説明をお願いします。

○違法駐車対策担当課長 資料5をご覧ください。東京国道事務所さんは、ポスターの掲出及びリ
ーフレットの配布を予定しております。

また、消防庁さんもポスターの掲出を予定しております。

続いて、資料6をご覧ください。東京国道事務所さんは、本キャンペー
ンの実施に当たって、広く都民に周知する取り組みの推進として、ライ
フライン等占有事業者や、直轄工事請負業者等へ呼び掛けを行う予定で
す。

また、歩道部における通行障害、特に点字ブロックへの駐輪を問題と捉
え、関係機関と協議の上、撤去処分等を進めるものとしております。

以上でございます。

○都民安全推進部長 ありがとうございました。ここで何かご質問等ございますでしょうか。
大丈夫でしょうか。

では、続きまして、鉄道、バス、タクシー等事業者からご説明をお願い
したいと思います。まず、東日本旅客鉄道さんからよろしく願いいた
します。

○東日本旅客鉄道 JR 東日本の首都圏本部でございます。日ごろより大変お世話になってご
ざいます。

今年度、弊社の取り組みといたしましては、管内を走行する電車への広
告、ポスターの掲示をさせていただきます。約 7,000 部を予定している
というところですが、併せまして、管内駅構内でのポスター掲示を 400 枚
程度予定しているというところですが。

併せまして、車内、構内放送を活用いたしまして注意喚起のほうをさせていただきますとともに、各自治体様からの依頼に基づきまして、駅頭活動のほうに協力をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○都民安全推進部長

はい、ありがとうございます。続きまして日本民営鉄道協会様、よろしく願いいたします。

○日本民営鉄道協会

日本民営鉄道協会でございます。よろしく願いいたします。では、民営鉄道における駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施計画についてご説明申し上げます。

今年度は、在京の会員会社 13 社に駅や車内でのポスターの掲示を約 5,000 枚、リーフレットの配布も約 7,000 枚ご協力いただけることになりました。また、会員会社の広報紙やホームページ、駅構内の放送などを通じて、利用者に対してキャンペーンの呼び掛けも行う予定です。

以上、簡単ではございますが、日本民営鉄道協会からの説明を終わります。

○都民安全推進部長

ありがとうございます。では、続いて東京バス協会さん、よろしく願いいたします。

○東京バス協会

はい、東京バス協会です。

東京バス協会では、路線バスの各会員事業者にキャンペーン活動の依頼をしております。協力していただける事業者のみではありますが、関東バス他事業者では、10月15日から10月31日までの間、各社のホームページでキャンペーンの実施を掲載予定です。

その他、東京都様作成のポスターについては、東京バスをはじめ会員事業者 10 社、2,800 台のバス車内に 1 車両 1 枚ずつではございますが、10月31日まで掲示予定です。

また、記載がありませんが、小田急バスでは10月22日から10月31日まで、その間 294 車両のバス車内のサイネージに停留所が表示されていない間、電子ポスターを掲示予定です。

その他、6事業者18営業所や案内所に60枚のポスターを掲示予定です。
また、バス会社の本社にも掲示をする予定であります。
東京バス協会からは以上です。

○都民安全推進部長 ありがとうございます。では、続いて東京ハイヤー・タクシー協会さん、よろしくお願いいたします。

○東京ハイヤー・タクシー協会

東京ハイヤー・タクシー協会でございます。平素よりお世話になっております。私ども、法人ハイヤー・タクシーの事業者の団体でございます。例年、クリーンキャンペーンの実施期間中におきましては、私どもの協会のホームページのほうで、生活文化スポーツ局のサイトのほうがアップされ次第、私どものホームページのほうとリンクを貼らせていただいて、一般向け、それから私どもの協会員向けの専用サイトのほうにPRに務めさせていただいております。また、今年も10月22日からでございますけれども、PRの協力をさせていただきたいと思っております。
東京ハイヤー・タクシー協会からは以上でございます。

○都民安全推進部長 ありがとうございます。では、続きまして、商工業団体様からご説明をお願いいたします。まず、東京商工会議所さん、よろしくお願いいたします。

○東京商工会議所

東京商工会議所でございます。よろしくお願いいたします。
私ども、月1回、23区内の8万3,000社の会員に対して東商新聞という機関紙を発行しております。
今回、こちらにつきましては、10月20日号のほうにポスター等々の画像と記事を掲載させていただく予定となっております。
その他、メルマガ、2万社程度に、事業主に対して配信しておりまして、こちらのほうでも10月の活動期間においては2回ほど配信する予定となっております。
その他、ホームページ、それからフェイスブックなどを中心としたSNSについても情報発信すると同時に、私どものビル1階にございますサインページを活用して、こちらポスター掲示のデータを掲載させていただ

く予定となっております。

東京商工会議所からは以上でございます。

○都民安全推進部長

ありがとうございます。では、続いて東京都商工会联合会さん、よろしくお願いたします。

○東京都商工会联合会

はい、東京都商工会联合会でございます。遅参をしまして申し訳ございません。

私どもの東京都商工会联合会につきましては、年6回発行する会報のうち1回、そちらのほうで多摩地区、島しょ地区のほうの事務所のほうに、記事又はポスターの画像等々を掲載して広報のほうに当たっていきたいと思っております。また、同じように、私どものほうのホームページのほうにも掲載を予定しております。

また、私ども商工会の傘下に多摩地区に21の商工会という団体ございますので、そちらの事務所のほうにもポスターを掲示して啓発活動に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上になります。

○都民安全推進部長

ありがとうございました。では、続いて、今度ちょっとお席が右側のほうに変わりますけれども、東京都商店街振興組合联合会さん、よろしくお願いたします。

○東京都商店街振興組合联合会

いつもお世話になっております。東京都の商店街振興組合联合会でございます。

私どもの団体では、毎月1回機関紙を発行しております、ちよつこの資料では未定という形になっておりますが、実際は都内の各商店街2,300とプラス商店街関係者含め3,300部、3,300部ですね、発行しております。この機関紙にて当キャンペーンをPRするとともに、ホームページでもおいて一般消費者や商店関係者にも当キャンペーンをPRしていきたいと思っております。

また、東京都さんが作成されたリーフレットを10月に開催予定の私どもの理事会にて、各区の商店街聯合会の理事長さんとか、そちらのほうに

も広く PR をしていきたいと思っております。

以上です。

○都民安全推進部長 ありがとうございます。では、続いて自転車産業振興協会さん、よろしくお願ひいたします。

○自転車産業振興協会 いつもお世話になっています。自転車産業振興協会、伊崎です。
私ども、日曜日に皇居前の内堀通り約3キロをサイクリングコースで開放しているんですけども、そこを活用しましてリーフレットの配布を計画しております。
以上になります。

○都民安全推進部長 ありがとうございます。では、続いて東京都自転車商協同組合さん、よろしくお願ひいたします。

○東京都自転車商協同組合 東京都自転車商協同組合と申します。よろしくお願ひいたします。
東京都自転車商協同組合におきましては、当組合に関連しています東京都内の自転車店 800 店舗に対しましてポスターを配布して、来店したお客さまに対してキャンペーンの告知を行います。
また、当組合のホームページにおきましてもポスターの掲載を行いまして、キャンペーンの告知をしていきたいと思ひます。
以上でございます。

○都民安全推進部長 ありがとうございます。では、続いて全国銀行協会さん、よろしくお願ひいたします。

○全国銀行協会 全国銀行協会でございます。よろしくお願ひいたします。
私ども、銀行協会は、当法人の銀行会館ビルに東京都様作成の B 2 サイズのポスターを掲示をして啓発活動を行ってまいりたいと考えております。そのビルのパブリックスペース、複数箇所ございますので、そういった箇所にポスターを掲示してキャンペーン期間中は啓発を行っていくというところでございます。
以上でございます。

○都民安全推進部長 ありがとうございます。関東百貨店協会さんは本日欠席ですので事務

局から説明をお願いします。

○違法駐車対策担当課長 関東百貨店協会さんは、現時点で本キャンペーンの実施に併せた特別な活動は予定されておられません、引き続き、本キャンペーンの取り組みにご協力をいただけるということでございます。

以上でございます。

○都民安全推進部長 ありがとうございます。ご質問等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。では、続けさせていただきます。

交通安全等普及団体及び各種団体からの発表に移りたいと思います。まず、初めに、日本自転車普及協会さん、よろしく願いいたします。

○日本自転車普及協会 日本自転車普及協会です。いつもありがとうございます。

本会におきましては、本会におきますホームページ及び SNS のほうで広報を実施させていただきます。

また、本会が所有しております自転車文化センターのほうにおきましては、ポスターの掲出及びリーフレットの配布を実施させていただきます。今度の東京都のレガシー大会、楽しみにしていますので、よろしく願いいたします。

○都民安全推進部長 ありがとうございます。では、続いて、日本二輪車普及安全協会さん、よろしく願いいたします。

○日本二輪車普及安全協会

東京都二輪車普及安全協会でございます。いつもお世話になっております。

われわれ協会はですね、オートバイの国内4メーカー、それと、その4メーカーにぶら下がる傘下の二輪の販売店様とともに活動しているわけですけれども、今回のキャンペーンにつきましては、キャンペーンのスタートに併せまして、傘下の二輪の販売店様、都内で約400店ございますけれども、そちらのほうにキャンペーンの告知、周知のメールマガジン、それと私どもの協会で行っております SNS、旧 Twitter でございますけれども、こちらでフォロワーの方に周知徹底を図るという活動を展開してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○都民安全推進部長

ありがとうございました。では、続いて東京都交通安全協会さん、よろしく申し上げます。

○東京都交通安全協会

東京都交通安全協会でございます。

当協会では、キャンペーン期間に併せて機関誌2誌にお知らせを掲載しております。1つ目は、当協会の月刊誌「交通安全ジャーナル」でございます。これが約1万部、毎年10月号にこのように駅前の放置自転車の関係を掲載しております。今年も10月号に掲載を予定しております。

2つ目は、3カ月ごとに一度、季節ごと発行の機関紙、「青いシグナル」でございます。これは2万5,000部発行しております。毎年秋の発刊分にお知らせを掲載しております。これらの情報により各地域安協と自治体と協力して運動しております。

東京都交通安全協会からは、以上でございます。

○都民安全推進部長

ありがとうございました。では、続いて東京都公立高等学校長協会様、よろしく申し上げます。

○東京都公立高等学校長協会

はい、毎年この時期にポスターが私どものほうに送られてきます。というのは、東京都の校長の代表が月一遍幹事会というのを実施しております。幹事会でポスターを見ていただいて、それを啓発し、各それぞれの地区に戻りまして、さらにそれを啓発促進という形でさせていただいております。

以上です。

○都民安全推進部長

ありがとうございました。では、続いて東京私立中学高等学校協会さん、よろしく願いいたします。

○東京私立中学高等学校協会

私ども、東京私立中学高等学校協会では、東京都さんの作成いただいたリーフレット、ポスター等につきまして、月に1～2度理事会を開いておりますが、そこで周知、配布のご依頼をしております。この理事会を通して240校以上の学校に全て配布をし、掲出のお願いをするという形

で取り組んでおります。

以上です。

○都民安全推進部長

ありがとうございました。続きまして、ちょっと今度、お席が左側になりますが、東京都町会連合会さん、よろしくお願ひします。

○東京都町会連合会

東京都町会連合会といたしましては、各市町村で実施される駅前放置自転車クリーンキャンペーンに積極的に参加し、ポケットティッシュやウェットティッシュ、チラシ等の配布を、町を挙げて啓発活動を行う予定でおります。

○都民安全推進部長

ありがとうございました。続いて東京しごと財団さん、よろしくお願ひいたします。

○東京しごと財団

東京しごと財団、東京都シルバー人材センター連合の者です。

私ども、都内に 58 カ所のシルバー人材センターがございまして、先ほど清瀬市さんと福生市さんからご紹介がありましたように、シルバー人材センターへ駅前の放置自転車の防止の委託をいただいております。ですので、その取り組みとともに、58 シルバーのうち、島しょ部、島の 5 カ所を除いた 53 のシルバー人材センターにポスターとリーフレットを配布いたしまして、そちらのほうでも会員への啓発を行います。会員さんは、就業場所へ自転車で行く場合が結構多いものですので、会員さん自らも放置をしないようにという意味合いでも取り組ませていただこうと思っております。

以上です。

○都民安全推進部長

ありがとうございました。では、続いて東京都専修学校各種学校協会様、よろしくお願ひいたします。

○東京都専修学校各種学校協会

東京都専修学校各種学校協会です。私ども協会では、会員校宛てにキャンペーンホームページの周知を行うために全会員校にメールを配信いたします。

また、10 月 1 日から 31 日までの間に、私ども協会主催の各種研修会場にてポスター掲示やリーフレットの設置を行います。

以上でございます。

○都民安全推進部長 はい、ありがとうございます。では、続いて東京都障害者団体連絡協議会、東京都盲人福祉協会様、よろしくお願いいたします。

○東京都障害者団体連絡協議会（東京都盲人福祉協会会長）

はい、私どもとしては、今日お見えになっていらっしゃる皆さん方にもいつもお世話になるばかりで、誠にありがとうございます。私たちの交通バリアを守っていただくということで、いろんな形で支えていただきながら、私たちも日々暮らしております。今後とも一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、ささやかではございますが、私どもの大会等で、この放置自転車の問題についての宣伝を若干ではございますがさせていただいておりますことを申し添えまして本日おしまいにさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○都民安全推進部長 ありがとうございます。では、本日ご欠席の団体につきましては、事務局から説明をお願いします。

○違法駐車対策担当課長 はい、資料5をご覧ください。ポスター掲出又はリーフレットの配布以外の取り組みについて説明させていただきます。

東京消費者団体連絡センターさんは、広報紙及びホームページでの公表を予定しています。

続いて、資料6をご覧ください。東京都老人クラブ連合会さんは、都内54地区の区市町村の老人クラブ連合会に対してキャンペーンの趣旨を周知する予定です。

以上です。

○都民安全推進部長 はい、ありがとうございます。ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、では、続けます。

東京都各局の発表をさせていただきます。まず、生活文化スポーツ局私学部さん、よろしくお願いいたします。

○生活文化スポーツ局私学部

生活文化スポーツ局私学部です。よろしくお願いいたします。

東京都私学部では、部内においてポスターの掲示、リーフレットの設置により周知を図っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○都民安全推進部長

ありがとうございます。では、続いて福祉局、よろしく願いいたします。

○福祉局

福祉局でございます。私ども、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりということで進めておりますが、ハード面の施設整備だけではなくて、真に必要としている人が利用できるように施設設備の適正利用を進めるということでソフト面の取り組みは非常に重要となっております。

点字ブロックの上に、都民の方から、自転車や看板等の放置物があることで円滑な利用が阻害されているというお声を多く伺っております。この点字ブロックの上に放置自転車などを置かないようにということでクリーンキャンペーンの中でしっかりわれわれも注意喚起をしていきたいと思っております。ポスターの掲出などと加えて、各区市町村の福祉のまちづくり担当に依頼文を毎年投げております。放置自転車対策所管部署や道路関連の所管部署と連携して、点字ブロックの円滑な利用に関して周知広報の協力をお願いしますという依頼を毎年投げておりますので今年度も行う予定でございます。

以上でございます。

○都民安全推進部長

ありがとうございます。では、続いて交通局、よろしく願いします。

○交通局

東京都交通局でございます。当局におきましては、都営地下鉄、日暮里舎人ライナー、それから都電荒川線の各駅、停留所におきまして、ポスター、リーフレットの掲出、配布を行ってまいります。

また、併せて、駅構内放送、それから地下鉄においては車内放送を使って取り組みについて啓発をしてまいります。

最後に、今ご覧いただいているところですが、交通局では都営地下鉄と日暮里舎人ライナーの駅の改札付近に 43 インチのディスプレイモニター、設置しておきまして、通常時は営業のご案内等をしておりま

すけれども、こちらのモニターを使ってポスターの映像を配信して取り組みについて周知を図ってまいりたいと思っております。

交通局からは以上でございます。

○都民安全推進部長 ありがとうございます。では、続いて教育庁からよろしく願いたします。

○東京都教育庁 はい、教育庁では、全都立高校へのリーフレットの配布を通じまして啓発に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○都民安全推進部長 はい、ありがとうございます。では、欠席の局につきましては、事務局から説明をいたします。

○違法駐車対策担当課長 はい、資料5をご覧ください。東京都建設局さんは、ポスターの掲出及びリーフレットの配布を予定しております。また、各自治体と連携し、都内4駅において駅頭活動を実施する予定となっております。

以上です。

○都民安全推進部長 はい、ありがとうございます。では、議事の(2)のほうに移らせていただきます。

第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン期間における生活文化スポーツ局都民安全推進部の広報展開についてでございます。事務局より説明をいたします。

○違法駐車対策担当課長 資料7をご覧ください。毎年度、ポスター、リーフレット等を作成し、配布し、皆さま方のご協力を得て公共施設や駅構内に掲示していただいております。ポスターは4万枚、リーフレットは13万部用意し、現在、各団体に順次発送しているところです。

街頭大型ビジョン、デジタルサイネージ等を活用した広報につきましては、安全・安心まちづくりを推進するマスコットキャラクター「みまもりいぬ」を活用した広報動画を放映します。この広報動画を画面共有で再生いたしますので、どうぞご視聴ください。

<動画「第40回駅前放置自転車クリーンキャンペーン『自転車の代わりに置こう思いやり』」上映>

<動画上映終了>

○違法駐車対策担当課長 現在、東京動画にて公開しており、10月の1カ月間、秋葉原、外苑前駅等の大型ビジョンで放送予定です。動画のデータは提供できますので、各団体でお持ちのデジタルサイネージ等でご活用をご検討いただきたいと思います。

また、キャンペーン期間中は、X、旧 Twitter ですが、こちらや YouTube 等による SNS 広告を実施するなど、幅広い年代の関心を呼ぶような広報を展開するとともに、昨年度の実態調査で放置自転車がなかった駅を中心にキャラバン隊を派遣いたします。

報告は以上です。

○都民安全推進部長 はい、東京都の広報業務について説明をいたしました。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続いて議事（3）に移ります。駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈について事務局から説明をいたします。

○違法駐車対策担当課長 はい、東京都は、駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状贈呈の事務処理要綱に基づき、区市町村からの推薦を踏まえ、都内の駅前放置自転車対策事業に積極的な協力をし、貢献している団体又は個人に対し、毎年、知事名による感謝状を贈呈しています。

資料8の報道発表資料をご覧ください。今年度は新宿区から推薦をいただき内容について審査をした結果、1団体に知事感謝状を贈呈することになりました。受賞者の功労内容についてご紹介します。

新宿区から、新宿駅西口周辺における広報啓発及び道路交通管理者に対する自転車駐輪場増設の働き掛けを功績として、西新宿一丁目町会さんをご推薦いただきました。

贈呈基準は、駐輪場の利用促進の呼び掛けなどの広報啓発を10年以上、これは報酬を得ていない場合は5年以上です、行っている者及びその他駅前放置自転車対策事業に係る活動です。功績としては、同町会は、放置自転車に関する新宿区条例が施行された平成7年ごろから精力的に放置自転車対策等に取り組んでおり、具体的な活動としては、例年、駅前放置自転車クリーンキャンペーン等を含め、駅前放置自転車対策に関

する広報啓発活動を区や警視庁と合同で行っています。

また、甲州街道沿いへの駐輪場設置の働き掛けを行い、平成 29 年 3 月に合計 202 台の一時利用が可能な自転車駐輪場が民間事業者により設置され、供用が開始されました。

以上、2 点の貢献もあり、新宿区駅西口周辺の放置自転車台数は 10 年で 10 分の 1 以下となる大きな成果を挙げており、新宿区の駐輪対策行政に大きく貢献していることが功績として認められました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で 2020 年から中止しておりました感謝状贈呈式につきましては、今年は 4 年ぶりにこの幹事会の後に開催いたします。推進委員会幹事の皆さまにおかれましては、感謝状贈呈式へのご参加、よろしくお願いいたします。

○都民安全推進部長

駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状贈呈についての説明でございました。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

これもちまして、本日の議題全て報告等、終わりました。全体を通じて何かご質問、ご発言等ございましたら挙手お願いいたしますが、大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございました。

これで会議のほう終了いたしますけれども、本日の会議の議事録について、でございます。推進委員会設置要綱の第 9 第 2 項に基づきまして公開と規定されておりますので、後日、生活文化スポーツ局都民安全推進部のホームページのほうで公開いたしますので、ご了承をよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、第 40 回駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会幹事会を閉会とさせていただきます。お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

午後 2 時 48 分閉会